

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

# 業務改善助成金のご案内

時給800円未満の従業員を  
雇用する社長さん!  
賃金と業務の改善を国が応援!  
まずは相談を!!



ご存知  
ですか?





# 支給手続き



## 支給の要件

### ①賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、実施すること。

※1年当たりの賃金引上げ額を就業規則等で明記し、40円以上とすること。

### ②業務改善計画

申請年度の業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

## 支給額

上記業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)

※賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限り。

## お問い合わせ・申請先

【お問い合わせ先】

### 福島県最低賃金総合相談支援センター

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3

TEL 024-526-2270

FAX 024-534-5432

### お問い合わせ・申請先

#### 福島労働局労働基準部賃金室

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F

☎ 024(536)4604

